

## 金融機関向けIFRS最新情報

### IASB再公開草案「リース」公表後の動向

有限責任監査法人 トーマツ

2014年10月



————— 2014年10月22日 IASB/FASB合同会議 —————

# リース - IASB/FASBは再審議を継続

記: 2014年10月23日

## 概要

- 2014年10月22日の合同会議において、IASB/FASBは、主にリースの定義に焦点を当てて、リース会計基準の改訂の再審議を継続
- 合同会議における暫定決定の概要は次のとおり

## 次のステップ

- 両審議会は、今後の合同会議において、提案されたリースの指針に関して、以下を含む、様々な他の項目について審議する予定
  - (1) 借手の開示
  - (2) 経過措置
  - (3) 発効日
  - (4) コストと便益の分析
  - (5) 少額リースの免除規定
  - (6) 結果的な修正及び細かな論点を含むその他の項目

# リースの定義(1/5)

## 背景

- 両審議会の2013年5月の再公開草案における提案は、リースを「資産を使用する権利(使用権資産)を一定期間にわたり対価と交換に移転する取引」と定義する
- 企業は、契約がリースを含むか否かを決定するために、以下を評価する必要がある
  - 「当該契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか」
  - 「当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかどうか」
- 2014年5月の合同会議において、両審議会は、リースの定義に関して暫定的な決定を行った。  
(より詳細な情報は、2014年5月の資料を参照)  
但し、両審議会は、スタッフにリースの定義の指針の適用に係る追加的な分析の実施を指示した
- それに対応して2014年10月22日の合同会議において、スタッフは、両審議会に、企業が資産を支配する権利を有するか否かの評価を明確化し得る方法に関して提案を行った。  
スタッフは、特に、顧客が有する以下の権利の評価を明確にする指針を提案した
  - (1) 特定された資産の使用を指図する権利
  - (2) 資産の使用を指図することから生じる経済的便益のほとんど全てを獲得する権利

## リースの定義(2/5)

### 特定された資産の使用を指図する権利

- 両審議会は、特定された資産の使用を指図する権利の評価において、顧客は、「どのように及び何の目的で」資産が使用されるか指図する能力に焦点を当てることを暫定決定した。  
この評価の実施に当たり、顧客は、資産の使用又は配置に関する目的、時期、及び場所を含む、特定された資産の一定の重要な面を支配する能力を検討する
- 両審議会は、また、どのように及び何の目的で資産が使用されるかについて、契約で明示的に定義するか、顧客と供給者が相互に合意する場合で、かつ、以下のいずれかに該当する場合には、顧客は特定された資産の使用を指図する権利を有していることも明確にした
  - (1) 顧客が資産がどのように使用されるかを指図する能力を有している場合(すなわち、供給者は稼働のための指示を変更する権利を有していない)
  - (2) 「どのように及び何の目的で資産を使用又は稼働する予定であるかあらかじめ決定するように」(IASBのアジェンダ・ペーパーの第34項(b)を参照)、顧客が原資産を設計した場合
- 両審議会は、さらに、供給者の防御的な権利(例えば、資産の使用の最大限度を指定する又は慎重な操業の実施を要求する契約)は、それ自体では、顧客が特定された資産の使用を指図することを妨げるものではないことを暫定決定した

## リースの定義(3/5)

——— 特定された資産の使用を指図することから生じる経済的便益のほとんど全てを獲得する権利(又は能力) ———

- スタッフは、顧客が、原資産の使用を指図することから生じる経済的便益のほとんど全てを獲得するか又は獲得する能力を有するかを評価するための2つの異なるアプローチを提案した

(1) 1つ目のアプローチ(IASBのアジェンダ・ペーパーの代替案A)のもとでは、顧客は、単独で又は顧客が容易に利用可能な他の資源との組み合わせで、特定された資産の使用を指図することから生じる経済的便益を獲得する能力を有することが必要である。

(注)

この能力を有するために、顧客は、特定された資産を継続的に使用する手段又は技能を有することが必要である

(2) 2つ目のアプローチ(IASBのアジェンダ・ペーパーの代替案B)のもとでは、IASBは2013年5月の公開草案のアプローチを維持する。

このアプローチは、また、顧客が、リース期間にわたり、リースされた資産の使用を指図することから生じる経済的便益のほとんど全てを獲得する能力に焦点を当てる。

但し、顧客は、これらの便益を獲得するために他の容易に利用可能な資源を必要とするか否か評価することは要求されない

(注)IASBのアジェンダ・ペーパーにおいて定義された用語である「容易に利用可能な資産」は、通常、以下を含む

- (1) 特定された資産又は付随する資産を稼動するために「供給者又は第三者によって別個に販売されたサービス」
- (2) 供給者又は第三者が直接雇用できる、又は「市場において容易に利用可能な」、訓練された従業員
- (3) 「供給者又は第三者によって別個に販売される消耗品又は供給品」

# リースの定義(4/5)

## 設例4: 専用設備

- IASBのアジェンダ・パーパーから再掲した以下の設例は、2つのアプローチの差異を説明する

### 前提条件

- 顧客は、設備Bの使用のために、供給者と5年契約を締結する
- 設備Bは、契約により明示的に特定される。  
供給者は、設備Bが稼働している限り、設備Bを他の設備に入れ替えることはできない
- 設備Bは、供給者により稼働される専用化された設備である。  
それにもかかわらず、契約は、顧客に、5年の契約期間を通じて、何の作業を実施するか(例えば、何を生産するか又は何を搬送するか)と同様に、設備Bを使用するか及びいつ、どこで使用するかを決定する権利を与える

### 結論と根拠

- 契約はリースを含んでいる

- その契約は、特定された資産に関連している。  
設備Bは、契約において明示的に特定されており、それが稼働している限り、供給者はその資産を入れ替える権利を有していない
- 顧客は、その資産の使用を指図する権利を有している。  
これは、顧客が、設備Bがどのように及び何の目的で使用されるかについて決定するためである。  
顧客は、使用期間を通じて、何の作業を実施するかと同様に、設備Bを使用するか及びいつ、どこで使用するかを決定する。  
この意思決定の権利は、供給者が契約条件のもとでその資産を稼働するという事実にかかわらず、顧客に、特定された資産の使用を指図する権利を与える。  
顧客は、また、特定された資産の使用を指図することから生じる経済的便益のほとんど全てを獲得する権利を有している。  
他の者は、契約期間を通じて、その設備を使用できない
- 顧客は、契約におけるリース構成部分をサービス構成部分(供給者による供給される稼働のサービス)と別個に会計処理し、リースに対する支払いのみについて、リース資産及び負債を認識する

# リースの定義 (5/5)

---

## 設例4: 専用設備

---

### 追加的分析

---

経済的便益を獲得する能力(代替案A)

- リースは、以下の条件の双方を満たす場合は、存在しない
  - a. 顧客が、専用の資産を単独で又は他の容易に利用可能な資源と組み合わせで稼働することができない。  
供給者は、設備に関して、市場においては容易に利用可能でない専門的な知識を有している  
(すなわち、稼働のサービスが供給者又は他の第三者によって別個に提供されず、そのサービスが合理的な期間にわたって提供されない)
  - b. 顧客は、他の方法では、特定された資産の使用を指図することから生じる経済的便益の相当な部分を獲得することができない  
(例えば、供給者により提供される稼働のサービスと別個にその資産をサブリースする市場がない)
- 2つの代替案及びこの論点が比較的少数のリースについてのみ適用されるであろうとの懸念を議論した後に、両親議会は、意思決定を延期することを決定した
- スタッフは、両審議会が将来コンバージェンスされたアプローチに合意できるように、提案を改善するように指示された
- 両審議会は、11月の合同会議でこの論点を再検討する予定である



# Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種にわたる上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**